

国税に関する一般的なご相談は

広島国税局

電話相談センターへ

STEP 1

まずは所轄税務署に電話

米子税務署 ☎0859-32-4121

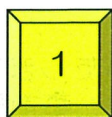
税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内します。

STEP 2

音声案内に従って、ご用件の番号をお選びください。

国税に関する一般的なご相談

- ・税法の解釈や適用方法
- ・申告や申請の手続方法 など

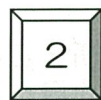


を選択

税務署の職員へご用の方

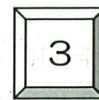
- ・税務署からの照会やお尋ねに関すること
- ・納税に関するご相談
- ・面接相談の事前予約

など



を選択

消費税の
軽減税率制度
に関する
ご質問やご相談



を選択

広島国税局
電話相談センター

広島国税局電話相談センターへ
つながります。

※ 通話料金は、おかけになった税務
署までの料金です。

米子税務署

ご用件をお伝えください。
担当職員が対応します。

消費税の軽減税率制度
に関する専用窓口

ご用件をお伝えください。
担当職員が対応します。

裏面へ



STEP3

電話相談センターへつながります

引き続き音声案内に従って、相談内容の番号（①から⑥のいずれか）を選択してください。

広島国税局電話相談センターの職員がお答えします。

★ 相談内容の番号は、音声案内の途中でも選択できます。

- ① **所得税**
(個人の方の給与・事業・不動産・年金・医療費控除・住宅ローン控除など)
- ② **源泉所得税・年末調整**
(給与などの源泉徴収・非居住者に対する課税など)
- ③ **相続税・贈与税・譲渡所得**
(財産を相続した場合・不動産や株式等を売却した場合など)
- ④ **法人税**
(法人税の申告手続・減価償却の方法など)
- ⑤ **消費税・印紙税**
(改正消費税を含む基本的なしくみ・課税の対象・印紙税額など)
- ⑥ **上記以外の国の税金について・税務署の開庁時間など**
(上記1から5以外の国の税金に関する一般的なご相談・相談先がご不明な場合)

税務署での
ご相談は

事前予約をお願いします!

面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で事前に相談日時等を予約していただいた上で、個別に相談をお受けしています。

- ※ 予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いいたします。
- ※ 確定申告期において申告相談会場へお越しいただく際には、事前予約は必要ありません。

国税庁ホームページ

タックスアンサー

検索

もご利用ください。

★ 携帯電話からもご利用いただけます

タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。
また、キーワードによる検索もできます。



e-Tax
国税電子申告・納税システム

を始めよう!

詳しい情報は、
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。